

議案第14号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育職員手当等支給規則中改正)

平成28年3月14日教育職員手当等支給規則の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

平成28年3月25日提出

横須賀市教育委員会

教育長 青 木 克 明

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則（昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中「7,900」を「8,000」に、「7,700」を「7,800」に、

「 <table><tr><td>8,300</td></tr><tr><td>8,900</td></tr><tr><td>8,900</td></tr></table> 」	8,300	8,900	8,900	を	「 <table><tr><td>8,300</td></tr><tr><td>9,000</td></tr><tr><td>9,000</td></tr></table> 」	8,300	9,000	9,000	に、	「 <table><tr><td>8,800</td></tr><tr><td>8,700</td></tr><tr><td>8,700</td></tr></table> 」	8,800	8,700	8,700	を
8,300														
8,900														
8,900														
8,300														
9,000														
9,000														
8,800														
8,700														
8,700														
「 <table><tr><td>8,800</td></tr><tr><td>8,800</td></tr><tr><td>8,800</td></tr></table> 」	8,800	8,800	8,800	に、	「 <table><tr><td>8,500</td></tr><tr><td>8,500</td></tr><tr><td>8,400</td></tr></table> 」	8,500	8,500	8,400	を	「 <table><tr><td>8,600</td></tr><tr><td>8,600</td></tr><tr><td>8,500</td></tr></table> 」	8,600	8,600	8,500	に、
8,800														
8,800														
8,800														
8,500														
8,500														
8,400														
8,600														
8,600														
8,500														
「 <table><tr><td>8,300</td></tr><tr><td>8,200</td></tr></table> 」	8,300	8,200	を	「 <table><tr><td>8,400</td></tr><tr><td>8,300</td></tr></table> 」	8,400	8,300	に、	「 <table><tr><td>8,100</td></tr><tr><td>8,100</td></tr></table> 」	8,100	8,100	を			
8,300														
8,200														
8,400														
8,300														
8,100														
8,100														

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則 (抜粋)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

8,100	に改める。
8,200	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（提案理由）

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正に伴い、教職調整額の支給を受けない教育職員の給与月額に加える額を改めるため、この規則を改正する。

(教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額)

第6条 措置条例第5条第1項に規定する教育委員会規則で定める額(以下「加算額」という。)は、7,500円とする。ただし、次の表の昇格前の号給欄に掲げる号給を受けている者が昇格し、当該昇格前の号給に対応する同表の昇格後の号給欄に掲げる号給を受けることとなった場合のその者の当該昇格後の号給を受ける期間における加算額は、当該昇格後の号給に対応する同表の加算額欄に掲げる額とする。

昇格前の号給	昇格後の号給	加算額
3級116号給	4級102号給	8,000 7,900 円
3級117号給	4級103号給	7,800 7,700
3級118号給	4級103号給	8,400
3級119号給	4級104号給	8,300
3級120号給	4級104号給	9,000 8,900
3級121号給	4級105号給	9,000 8,900
3級122号給	4級106号給	8,900
3級123号給	4級107号給	8,800
3級124号給	4級108号給	8,800 8,700
3級125号給	4級109号給	8,800 8,700
3級126号給	4級110号給	8,700
3級127号給	4級111号給	8,600
3級128号給	4級112号給	8,600 8,500
3級129号給	4級113号給	8,600 8,500
3級130号給	4級114号給	8,500 8,400
3級131号給	4級115号給	8,400
3級132号給	4級116号給	8,300
3級133号給	4級117号給	8,400 8,300
3級134号給	4級118号給	8,300 8,200
3級135号給	4級119号給	8,200
3級136号給	4級120号給	8,100
3級137号給	4級121号給	8,200 8,100